

朝霞市条例第 1 2 号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和 3 3 年朝霞市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「3 0 万 5 , 0 0 0 円」を「3 1 万円」に改め、同項第 3 号中「5 6 万円」を「5 7 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。